

淡路市行政手続条例施行規則及び淡路市聴聞手続規則の一部を改正する規則（案）

（淡路市行政手続条例施行規則の一部改正）

第1条 淡路市行政手続条例施行規則（平成17年淡路市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(公示送達の方法)</u></p> <p><u>第3条 条例第15条第4項(条例第22条第3項(条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p> <p><u>第4条</u> （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p> <p><u>第3条</u> （略）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

（淡路市聴聞手続規則の一部改正）

第2条 淡路市聴聞手続規則（平成17年淡路市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）当事者 法第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（聴聞の期日及び場所の変更）</p> <p>第3条 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知をした場</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）当事者 法第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（聴聞の期日及び場所の変更）</p> <p>第3条 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知をした場</p>

合(法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞期日等変更申出書(様式第1号)により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

合(法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞期日等変更申出書(様式第1号)により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。